

令和 7 年度益城町指定障害児通所支援事業者選定公募要領

1. 公募の趣旨

益城町では、第 3 期障がい児福祉計画（令和 6 年度～ 8 年度）に基づき、放課後等デイサービス事業所（最大定員 20 人）、重症心身障害児対応多機能型事業所（最大定員 10 人）の整備を行うため、公募による事業者の選定を行います。

※児童発達支援事業所につきましては令和 6 年度に公募により事業者の選定を終了しています。

2. 公募の概要

（1）公募参加資格

下記の①、②をともに満たすもの。

- ① 放課後等デイサービス、重症心身障害児対応多機能型事業所のいずれかを実施すること。（重症心身障害児対応を除く多機能事業所は募集を行いません。）
- ② 熊本県から指定障害児通所支援事業所として指定を受け、令和 8 年度末までに益城町で事業開始ができること。
- ③ 法人または法人設立予定であること。

3. 応募の方法及び受付期間

申し込みされる事業者は、下記のとおり必要書類を提出してください。

（1）受付期間

令和 7 年 8 月 18 日（月）～令和 7 年 9 月 19 日（金） 15 時

（2）提出先

益城町役場 福祉課 障がい支援係 【電話：096 - 286 - 3115】

※ 窓口受付のみです。郵送での受付は行いません。

受付時に面談の日程を決定しますのでご承知おきください。

（3）提出書類

以下の書類を正本 1 部、副本 5 部ずつご提出ください。

- ① 指定障害児通所支援事業者選定公募申込書
- ② 事業実施計画書（県事前申請時の様式を準用）
※「6 市町村との協議状況」については記入不要です。
- ③ 面談希望調査票【別紙 1】
- ④ 事業予定地の平面図（予定地が決まっている場合）【参考様式 1】※任意様式
- ⑤ 勤務形態一覧表【参考様式 2】※任意様式
- ⑥ 法人全体の組織図【参考様式 3】※任意様式
- ⑦ 年間見込収支計画書【別紙 2】

⑧ 実地指導の結果通知（すでに指定を受けている場合）

※ 改善報告書、第三者評価を受けている場合はその結果もご提出ください。

⑨ その他必要と思われる資料等（実績等）※任意様式

（４）質問受付

① 受付期間

令和７年８月１８日（月）～令和７年９月１日（月）

② 質問方法

- ・ 質問は、質問票（任意様式）を電子メールにて提出してください。
- ※ 件名は「指定障害児通所支援事業者公募」としてください。
- ・ 来庁や電話による質問は受付できません。
- ・ 審査に関する質問には応じません。
- ・ 提出先：益城町役場 福祉課 障がい支援係

[【shougaisien@town.mashiki.lg.jp】](mailto:shougaisien@town.mashiki.lg.jp)

③ 回答方法

個別での回答は行わず、回答はすべて益城町役場ホームページに掲載します。

４．事業者の選定

（１）選定方法

① 書類審査

② 面談（令和７年９月２９日（月）～令和７年１０月６日（月））

※ 面談には代表者や児童発達支援管理責任者など、事業の運営等についての説明や質問への回答ができる方の出席をお願いします。

（２）評価項目

評価については、応募書類、面談から事業予定の内容や熟成度、安定かつ適切な運営、地域等との連携の観点において、次の評価項目に基づいて行います。

評価基準は別紙の評価基準一覧を参照ください。

（３）選定結果

選定結果については、令和７年１１月ごろに通知によりお知らせします。

なお、評価の結果についての問い合わせは、一切応じられませんのでご了承ください。

（４）その他

選考審査の結果、評価点が６割に満たない場合や、適正な事業予定と認められない場合は、選定を保留し、再度公募を行う場合があります。

5. その他留意事項

- (1) 応募に必要な提出書類に不備・不足等がないよう必ず確認をしてから提出してください。また、不備や不足があれば補正を依頼しますので、受付終了日までに再提出をお願いします。
- (2) 町が必要と認める場合は、追加の資料を求める場合があります。
- (3) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しませんので予めご了承ください。
- (4) 提出された書類に係る個人情報については、事業者選定の目的のみに利用し、他の目的には利用しません。
提出書類のうち、個人情報を除くものについては必要に応じ公表する場合があります。
- (5) 応募に係る一切の費用は、応募者の負担とします。
- (6) 提出書類の内容を確認するため、関係機関に照会することがあります。
- (7) 他の応募者の事業予定、応募状況等に関する問い合わせは、直接又は間接の如何を問わず、一切応じられません。
- (8) 応募に際してあらゆる不正行為を行った場合、提出書類に虚偽の記載があった場合は、応募・選考を無効（失格）とします。
- (9) 事業開設地は、原則として公募申込後に変更できません。
- (10) 選定後の申請内容の変更は原則認めず、選定結果は取り消します。
ただし、変更の内容が軽微である等で、町が認めるものについては、この限りではありません。
- (11) 事業計画の辞退や選定されなかったことによる一切の損害等について、町は責任を負いません。
- (12) 承認事業者を選定されても、熊本県の事業指定を受けることができない、または開所時期が令和9年4月1日以降となる場合は、選定結果を取り消します。
- (13) 本要領に記載のない事項に関して疑義が生じた場合等は、新たに取り扱いを示す場合がありますのでご了承ください。

6. 今後のスケジュール

時期（予定）	内容
令和7年8月18日（月）～9月19日（金）15時	公募受付
令和7年9月29日（月）～10月6日（月）	面談
令和7年11月ごろ	選定結果通知

【提出・問い合わせ先】

益城町役場 福祉課 障がい支援係

〒861-2295 熊本県上益城郡益城町宮園702番地

電話：096 - 286 - 3115 メール：shougaisien@town.mashiki.lg.jp